

沖縄県地域限定保育士試験保育実技講習会における修了判定基準

沖縄県地域限定保育士試験における保育実技講習会は、原則として、受講者が全ての科目を受講したことをもって、修了したものと認定する。

なお、以下の項目に一つでも当てはまる場合は、原則「未修了」とする。

第1 出欠状況

- (1) 保育実技講習及び保育実践見学実習（以下、「講習等」という。）を欠席した場合。
- (2) 講習等を早退した場合。
- (3) 講習等開始後、講師又は講習会運営事務局（以下、「事務局」という。）の許可を得ずに途中退出した場合。
- (4) 講習等に遅刻した場合。（ただし、公共交通機関の大幅な乱れ等、受講者の責めに帰さない事由より講習開始時間に間に合わない場合であって、事前に講師または事務局に連絡した場合を除く。）

第2 提出物

- (1) 音楽表現の演習、造形表現の演習、言語表現の演習および保育実践見学実習におけるレポートのいずれかが提出されていない場合。
- (2) 提出されたレポートについて、講師または事務局から再提出^{*}の指示があったにも関わらず再提出がない場合。
※レポートの内容が以下に該当する場合は再提出の対象となる。
 - ① 地域限定保育士・保育実技講習会実施要領に示された各科目の到達目標に著しく達していないと講師または事務局が判断したもの。
 - ② 保育所保育指針の見方を逸脱した内容となっていると講師または事務局が判断したもの。
 - ③ 指定の文字数の6割に満たないもの。
- (3) その他、事務局が指定した書類のいずれかが提出されていない場合。

第3 受講姿勢

- (1) 講師および事務局の指導に従わず、講習等の進行を妨害する、講習等と関係のない行動をとる、演習に参加しないなど、受講態度が不適切で、事務局より退席を指示された場合。